

仕 様 書

1. 業務内容 大阪市中央区役所 窓口サービス課（住民登録・戸籍）カウンター改装工事
2. 施工場所 大阪市中央区久太郎町1－2－27
大阪市中央区役所 一階 窓口サービス課（住民登録・戸籍）
（別紙1 フloor図のとおり）
3. 業務概要 中央区役所 窓口サービス課（住民登録・戸籍）のカウンターにPOSレジ（キャッシュレスレジ）を1台増設するため、現在設置しているPOSレジの両端のハイカウンターをローカウンターに改装すること。
（別紙2 現場写真・施工イメージ図のとおり）
4. 施工期限 令和8年12月28日（月）

(1) この仕様書に規定する事項は、受注者とその責任において履行するものとする。
(2) 本業務について、この仕様書に定められた事項以外は、発注者の指示によるものとする。
(3) 受注者は仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。
6. 業務履行に関する事項 (1) 受注者は本工事着手前に発注者と作業工程および安全対策について十分な打ち合わせを行うこと。
(2) 工事に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守すること。
(3) 建物内での火気の使用は原則として禁止する。
(4) 既設建物及び設備等に傷をつけないよう注意し、万一破損した場合は受注者の責任により速やかに原型復旧すること。
(5) 改装工事にあたっての部材については、現状のカウンターの部材を再利用しても構わないが、破損等で再利用不可となった場合は、別途、現状のカウンターに使用されているものと同等の部材を用意し施工すること。
(6) 改装工事にあたってのPOSレジの移設作業が必要な場合は発注者にて移設を行うが、移設場所については工事着手前に協議すること。
7. 検査 (1) 検査は受注者の立会いのもとに行う。その結果、指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けること。

(2) 受注者は、工事を完了したときは速やかに完了届を提出すること。その際、工事記録写真（作業前・作業中・作業後）を添付すること。

なお、検査は工事終了後とし、工事費の支払いは検査合格と認められた後に行う。

8. 特記事項

(1) 職員等の公正な職務の執行に関する条例を遵守すること。

(2) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。

9. 担当者

（又は連絡先）

中央区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）

担当：古本・宮西

〒541－8518

大阪府中央区久太郎町1－2－27

TEL：06－6267－9963 / FAX：06－6264－8284

（発注者：大阪府中央区役所 受注者：請負人）